

出先機関改革（ブロック単位での移譲）に関する 新たな対応について

I. 大規模災害時等の万全な対応の在り方

大臣から特定広域連合等の長への協力指示があった場合に、「直ちに当該指示に係る措置をとらなければならない」旨の対応義務を法案に追加。（別紙 1、別紙 2 参照）

II. 市町村の意見反映の仕組み

1. 反映義務の法文上の明確化

できる限り市町村の意見を「反映するよう努めなければならない」としていたものを、「反映しなければならない」と修正。（別紙 3 参照）

2. 出先機関の移管と市町村意見の反映

出先機関の移管にあたっては、大半の市町村の理解を必要とする仕組みとする。

事務等移譲計画の認定に当たっては、出先機関の移管の可否も含め大半の市町村の理解が必要である旨基本方針において明確化。（別紙 4 参照）

3. 市町村意見の反映を担保する仕組み

事務等移譲計画及び毎年度の実施計画の作成に係る市町村意見や特定広域連合委員会における市町村意見がしっかりと担保される仕組みとする。

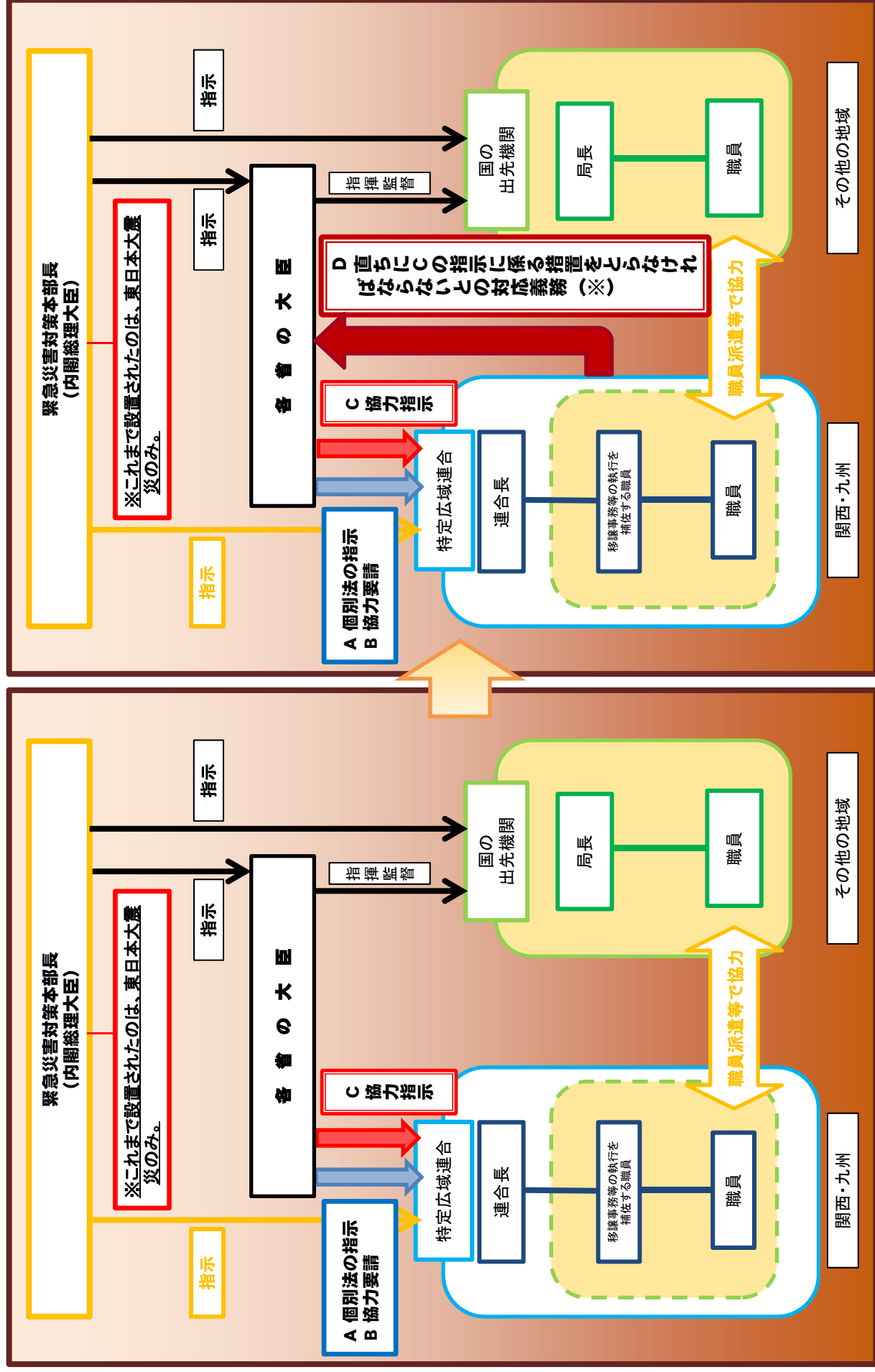
このため、いわゆる「協議の場」の開催を市町村が常に発議できることとし、特定広域連合等は原則として応じなければならない旨基本方針において明確化。（別紙 5～7 参照）

- 現行の法案では、大規模災害時等における各省大臣による特定広域連合等の長への指示について規定しているところ。
- 新型インフルエンザや武力攻撃事態、原子力災害等の緊急時法制においても、こうした指示について規定している。
- しかしながら、大規模災害時等においては、国民の生命・身体・財産の保護等の観点から、万一にも遺漏があってはならないため、大臣による広域連合の長への指示があった場合、「直ちに当該指示に係る措置をとらなければならない」旨の対応義務を法案に追加し、これまでの緊急時法制において前例のない対応を取ることとしたい。

※ 現行の条文案は以下のとおり。

- 国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（抄）
（非常事態における管轄行政機関の長の指示）
第二十五条 管轄行政機関の長は、災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された場合その他これに準ずる非常事態の場合として政令で定める場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のために移譲先特定広域連合等の協力が特に必要であると認めるときは、移譲先特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

大規模災害時等の緊急時のオペレーションに係る出先法案の修正について (イメージ) 別紙2



(※) 新型インフルエンザや武力攻撃事態、原子力災害等の緊急時法制において他に例をみないもの。

市町村の意見反映の仕組みについて（案）

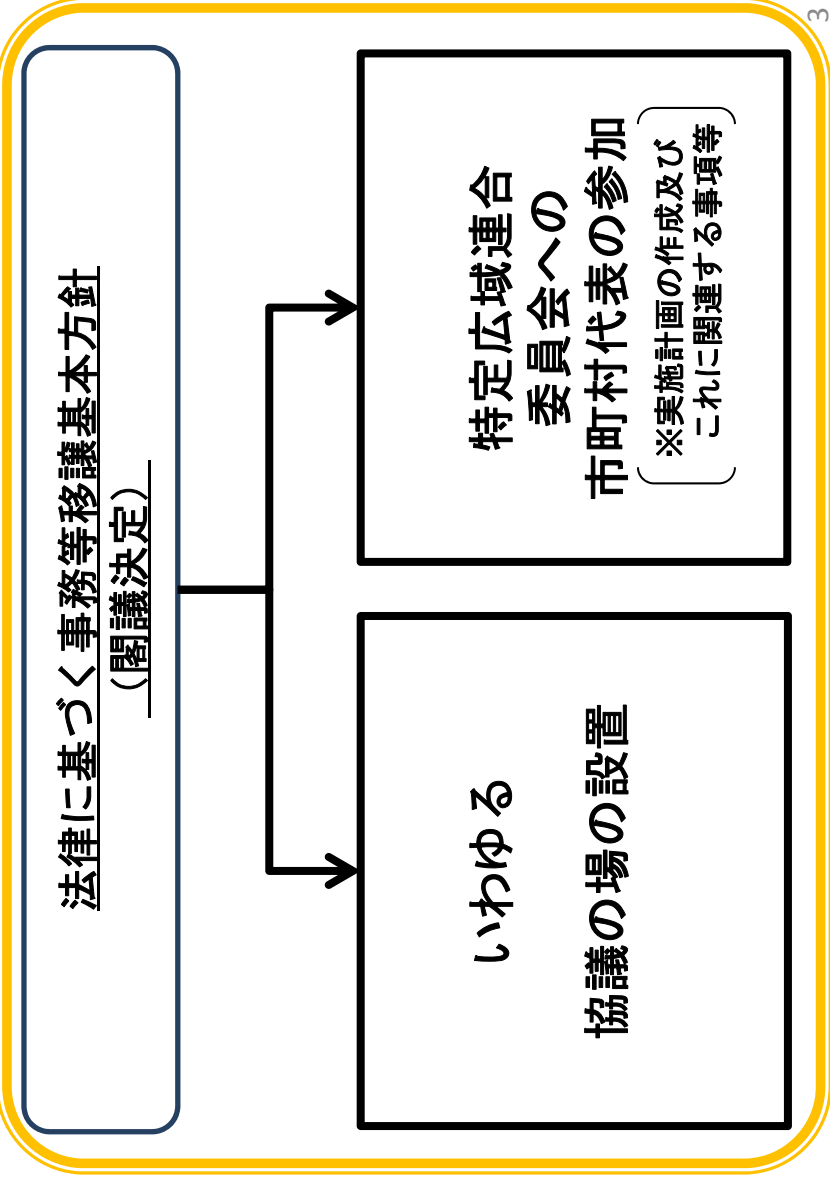
別紙3

新たに以下の責務規定を追加。

- 認定を受けた特定広域連合等は、第三条に定める基本理念にのっとり、移譲事務等その他の当該特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等の実施に当たって、できる限り関係市町村の意見を反映するよう努めなければならない。→しなければならない。
- 特定広域連合等は、市町村の意見を聴いたときは、できる限り当該市町村の意向を事務等移譲計画に反映するよう努めなければならない。→しなければならない。



既に法案に規定	
事務等移譲計画 の市町村意見聴取 (§7③)	認定を受けた特定 広域連合等は、毎年 度、市町村の意見を 聴いた上、移譲事務 等の実施に関する計 画を作成し、関係行 政機関の長に協議し、 その同意を得なけれ ばならない。 (毎年度)
毎年度の実施計画 の市町村意見聴取 (§19②)	認定を受けた特定 広域連合等は、毎年 度、市町村の意見を 聴いた上、移譲事務 等の実施に関する計 画を作成し、関係行 政機関の長に協議し、 その同意を得なけれ ばならない。 (毎年度)



出先機関の移管にあたっては、大半の市町村の理解を必要とする仕組みとする。

- 事務等移譲計画について、市町村が移管の可否について意見表明した場合も、広域連合はできる限り市町村意見を反映しなければならない。
- 事務等移譲基本方針（閣議決定）に、移譲対象出先機関毎の事務等移譲計画の認定にあたっては、大半の市町村の理解が必要である旨盛り込む。

【イメージ】

市 町 村

意見
・出先機関の移管の可否
・事務等移譲計画の内容等

広域連合はできる限り市町村意見を反映しなければならない

特定広域連合等

事務等移譲計画（§7③）

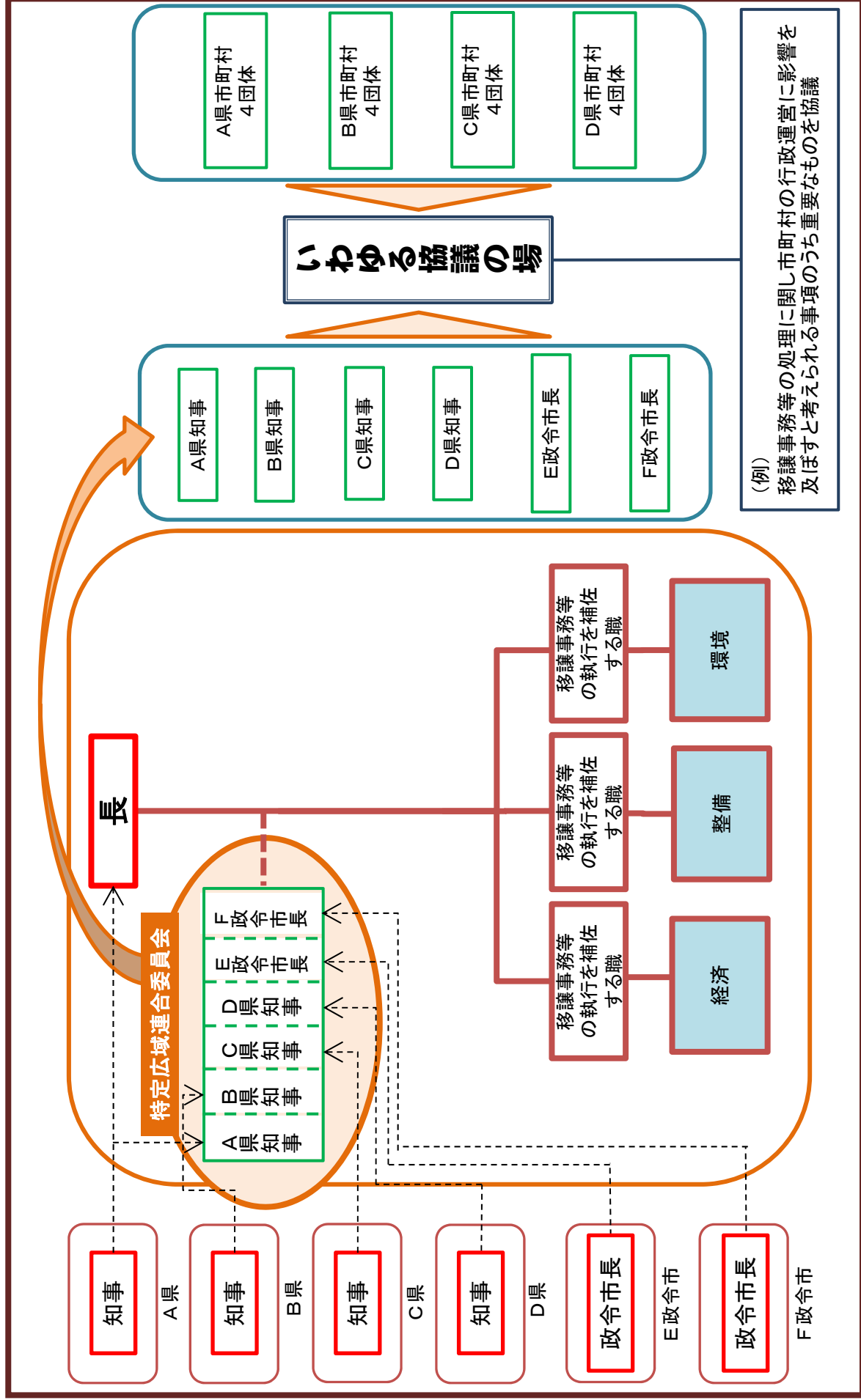
毎年度の実施計画（§19②）

基本方針…大半の市町村の理解が必要

⇒ 大半の市町村の理解が得られないまま、事務等移譲計画の認定申請を行っても、計画は認定されない。

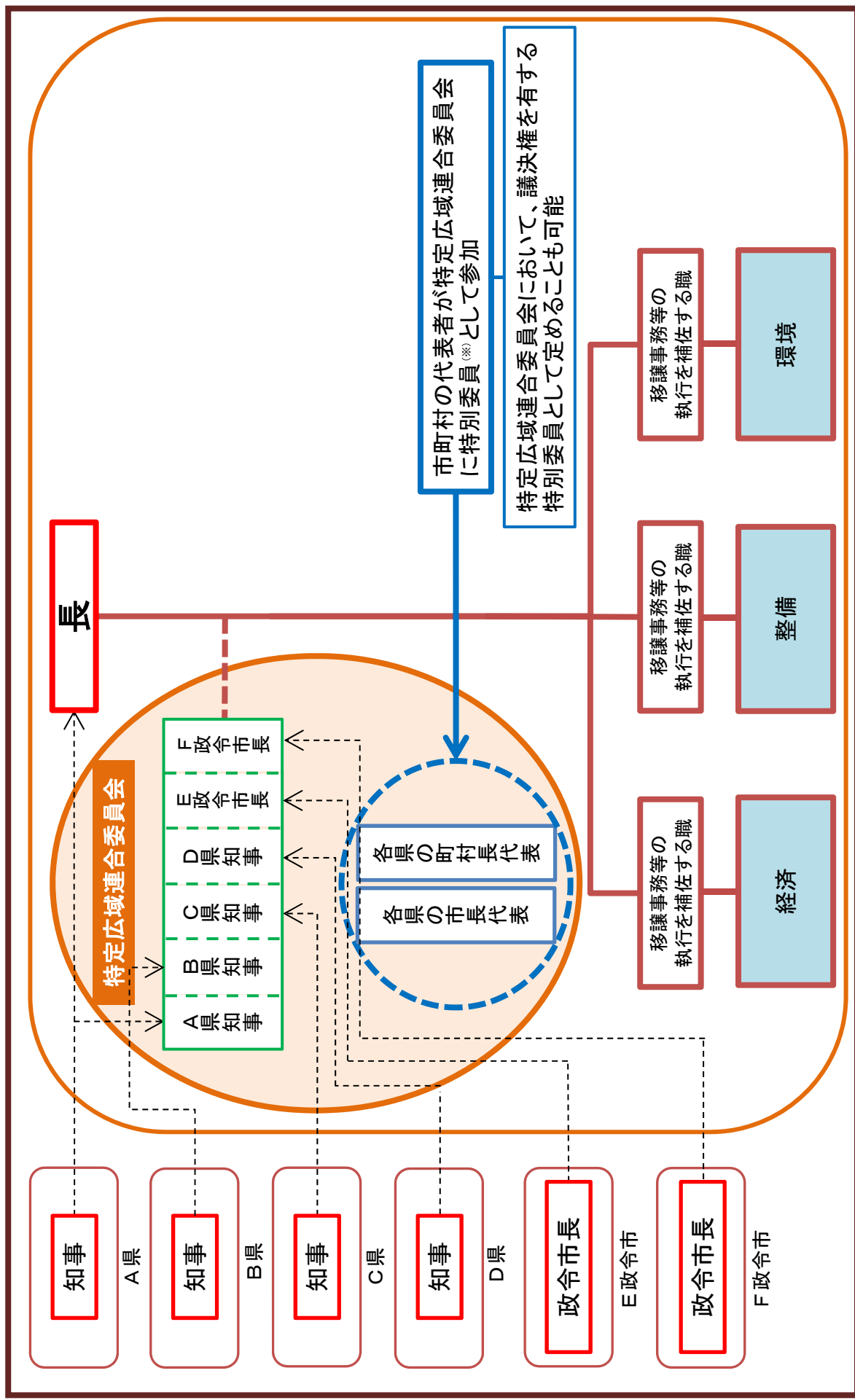
市町村の意見反映の仕組み（イメージ）（いわゆる協議の場）

別紙5



市町村の意見反映の仕組み（イメージ）（特定広域連合委員会への参画）

別紙6



※特別委員は、実施計画の作成及びこれに関連する事項等が審議される場合に、議決権を有せず、会議に出席し意見を述べることができる委員が一般的には想定されるが、特定広域連合委員会において、議決権を有する特別委員として定めることも可能。

○ 事務等移譲計画及び毎年度の実施計画の作成に係る市町村意見や特定広域連合委員会における市町村の意見がしっかりと担保されるよう、常にいわゆる「協議の場」の開催に係る市町村の発議権を認める。

具体的には、事務等移譲基本方針（閣議決定）に以下の事項を盛り込む。

⇒ 市町村の意見が十分に反映されない場合など、市町村はいわゆる「協議の場」の開催を発議できることとし、特定広域連合等は原則として応じなければならぬ。

【イメージ】

